

各私立高・中等教育学校設置者 様

大阪府教育庁私学課長

高等学校等就学支援金事務等に係る運用の変更等について（通知）

日頃から、私立高等学校等就学支援金に関する事務等の円滑な執行にご協力いただき、ありがとうございます。

標記について、別添①「高等学校等就学支援金事務処理要領の改正等について（事務連絡）」のとおり、文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室より通知がありましたのでお知らせします。

今般、会計検査院による平成27年度決算検査報告での指摘事項等を踏まえ、下記1のとおり「高等学校等就学支援金事務処理要領（第4版）」の改正が行われたところであり、貴法人設置の高等学校等において、引き続き、適切な事務処理がなされるようお願いいたします。

また、平成28年12月19日開催の中高連役員会にてご説明させていただいた「奨学のための給付金制度」について、下記2のとおり改めてお知らせしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 高等学校等就学支援金事務処理要領（第4版）の改正について

(1) 主な改正点

ア 構成の見直し

従前の事務処理要領は「留意事項」の列記部分が、改訂の都度増大していたことから、本文と留意事項部分に分けて、留意事項部分は、事項ごとに整理する。

イ 税の更正の取扱いの運用改善

税の更正があった場合、税の申告時における本人の帰責性の有無にかかわらず、「やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱うこととする。

ウ 受給資格確認結果の妥当性検証（会計検査院による指摘への対応）

学校設置者が確認した受給資格認定確認結果について、本府において検証する。

※詳細については、改めてお知らせします。

(2) 改正時期

平成29年4月1日施行

(3) 別添資料

ア 高等学校等就学支援金事務処理要領の改正等について（事務連絡）【別添①】

イ 高等学校等就学支援金事務処理要領（第4版）【別添②】

2 平成29年度私立高校等奨学のための給付金事務に係る運用変更について

(1) 主な変更点

ア 私立高校等奨学のための給付金の申請について、従来、生徒・保護者から直接本府へ申請することとしていたが、平成29年度より各学校において申請書を取りまとめ、本府が定める期日までに本府あて送付することとする。

イ 申請書の受付期間について、従来、1回のみ（7月）としていたものに加え、第2次受付（9月）を行う予定としている。

※第2次受付の実施については、学校関係者限りとし、生徒、保護者への説明は、本府から改めて通知するまで控えていただきますようお願いします。

(2) 実施時期

平成29年度

(3) 送付資料

平成29年度私立高校等奨学のための給付金事務に係る運用変更について【別添③】

【問い合わせ先】
大阪府教育庁私学課
小中高振興グループ 担当：橋本・山角
電話 06-6210-9274